

【屋根の形や勾配を変えた場合】

【スレート屋根を赤瓦に変えた場合】



屋根を 変えたい!

材料の取り替えなどは、一部分であれば届出は必要ありません。屋根の形が変わってしまうほどの大規模な変更については、届出が必要な場合もあります。

届け出が
必要に
なります。

窓を 変えたい!

届出は必要ありませんが、できるだけ元のイメージを残すことをおすすめします。

外壁を 変えたい!

〈通常望見できる範囲〉の4分の1以下であれば届出は必要ありませんが、できるだけ元のイメージを残すことをおすすめします。

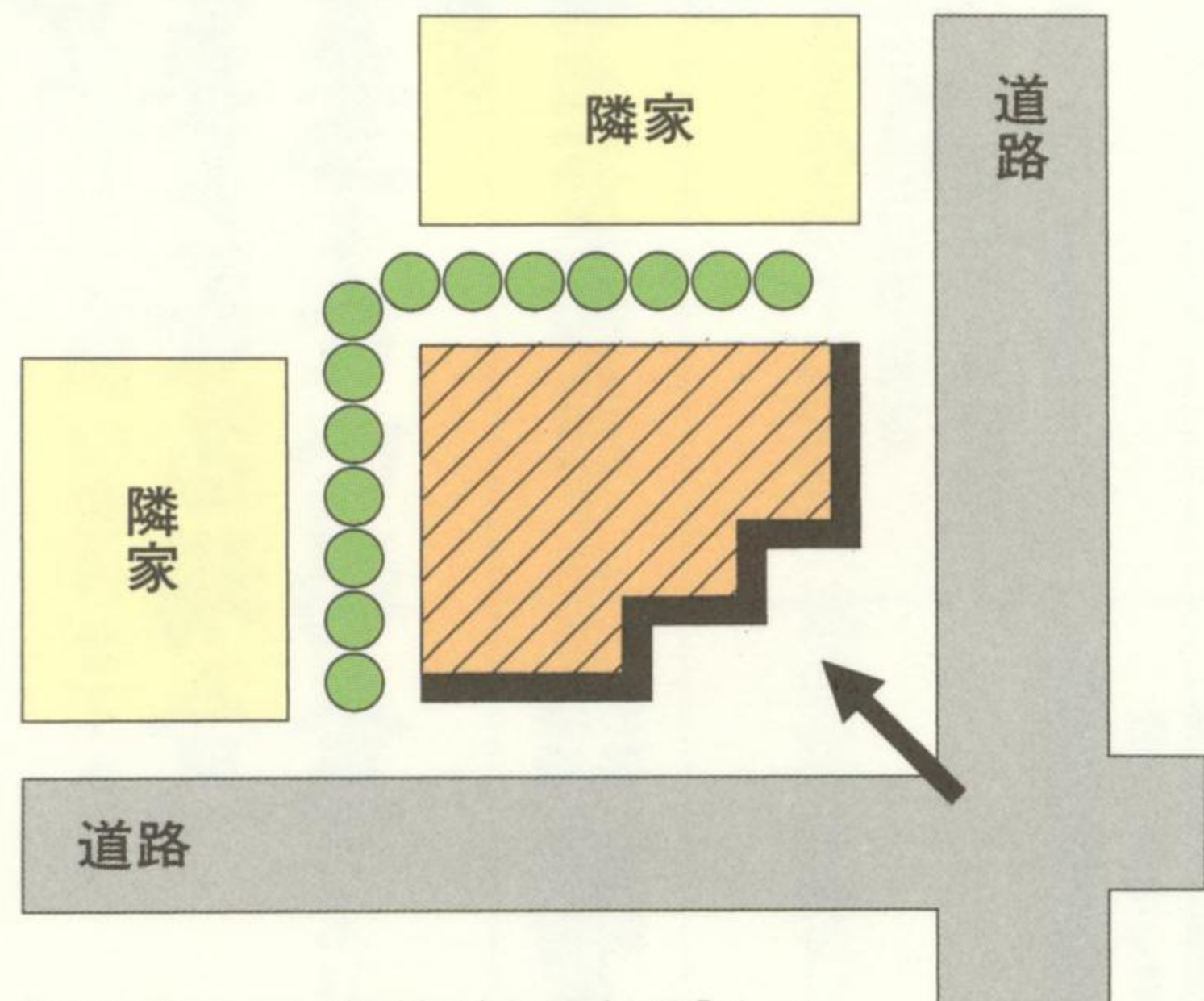
雨樋を つけたい!

届出は必要ありません。

空調を つけたい!

届出は必要ありません。

〈通常望見できる範囲〉とは建築物の場合、【文化財としての価値がある部分】のうち、外壁と屋根が該当します。ただし、正面だけが道路に面し、両隣に別の家が接する敷地に建てられたものは、正面の壁と屋根だけが該当します。



【文化財として価値がある部分】とは文化財が建てられた当時の形を維持している部分が該当し、増築された部分や後に大きく形や材質がかえられてしまった部分は含まれません。

駐車場を 作りたい!

届出は必要ありません。

増築したい!

たとえばこの場合は〈通常望見できる範囲〉の4分の1を超えるので届出が必要です。

届け出が
必要に
なります。

